

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

霧島市長 中重 真一

市町村名 (市町村コード)	霧島市 (46218)
地域名 (地域内農業集落名)	牧園D地区 (宿窪田・三体堂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月5日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

弓張木・湯ノ原・高野・新五屋敷の台地に点在している茶園・畑地については、優良農地として確保する。三体地区台地に展開する農用地は、全体的には茶園団地であり、茶園団地として集団的な利用促進を図る。石坂川水系に属する流域川床から石坂に至る水田は基盤整備完了地区でもあることから、水田の生産性向上に取り組み、集落全体で農地の管理をしていく。今後は、担い手の後継者問題や新規就農者の育成・支援が重要になる。鳥獣被害が多く農作物の収穫量が減少傾向にある。そのため、早急な鳥獣被害対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要な経営体は茶農家であり、茶農家の多くは栽培面積の拡大を希望しているため、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約を図る。茶の栽培面積の拡大だけでなく、有機栽培に取り組み、製品の高付加価値化による収入の向上を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	208 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	183 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農業振興地域内の農用地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域として設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心として地域内だけでなく地域外からの受け手も幅広く確保し、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手を中心として地域内だけでなく地域外から農地の受け手を幅広く確保し、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
音川田の基盤整備や別府田用水路の上流整備を希望しているが整備事業が進んでいない。整備事業を進めるため、農地中間管理事業を活用し集約・集積を進める。農地の集約・集積を進めるため、ほ場整備の要望が出た際には、小規模農家や担い手の意向を踏まえうえで進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、JA、県をはじめとした関係機関・団体と連携し、相談から定着まで支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ活用予定は無い。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・鳥獣被害防止のため、防護柵の設置を進め、捕獲隊との協力体制を強化する。
- ・お茶栽培においては、減農薬・有機農業に継続して取り組み、環境に配慮した農業を目指しながら、霧島茶ブランドの高付加価値化を図る。
- ・国内販売だけでなく国外への輸出にも力をいれ、販路拡大に取り組む。
- ・耕作困難な農地については、中山間地域等直接支払制度を活用し、集落全体で農地の保安全管理に取り組む。